

○池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年7月1日規則第23号

注 昭和56年4月1日規則第15号より条文注記入る。

改正

昭和56年4月1日規則第15号

昭和57年7月24日規則第35号

昭和58年1月27日規則第4号

昭和59年10月1日規則第21号

平成2年10月1日規則第34号

平成3年12月27日規則第29号

平成4年4月1日規則第18号

平成6年10月1日規則第24号

平成7年7月1日規則第16号

平成9年7月1日規則第29号

平成10年10月29日規則第48号

平成13年1月4日規則第1号

平成13年3月27日規則第7号

平成16年10月29日規則第52号

平成18年3月31日規則第30号

平成18年9月29日規則第45号

平成22年9月29日規則第52号

平成24年6月29日規則第33号

平成24年7月9日規則第35号

平成27年12月21日規則第47号

平成28年3月30日規則第27号

平成30年3月30日規則第12号

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第3項第4号の規則で定める所得の額の計算方法の特例)

第2条 条例第2条第3項第4号の規則で定める所得の額の計算方法の特例は、池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年池田市規則第41号）第5条の規定を準用する。

(社会保険各法)

第3条 条例第2条第3項第2号に規定する社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(一部自己負担額)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、条例第4条に規定する医療機関（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条に規定する対象者が負担すべき額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第1項又は第2項に規定する対象者（以下「対象者」という。）が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の

規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

- 4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。
- 5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。
- 6 前項の助成を受けようとする者は、一部自己負担額償還申請書兼口座登録依頼書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

（医療証の申請）

第5条 条例第5条規定による申請は、ひとり親家庭医療証交付（更新）申請書（様式第2号。以下「交付（更新）申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- （1）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- （2）条例第2条第1項に規定する者のうち、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当を受けることとなるもの又は現に受けているものにあつては、その旨を明らかにする証書
- （3）条例第2条第1項に規定する者のうち、児童扶養手当を受けないもの及び条例第2条第2項に規定する者にあつては、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条各号に定める書類又はこれに準ずる書類

(4) その他市長が必要と認めた書類

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、受給に係る資格を有すると認めるときは医療証（様式第3号）を、受給に係る資格を有しないと認めるときはひとり親家庭医療証交付申請却下決定通知書（様式第4号。以下「却下通知書」という。）をそれぞれ当該申請をした者に交付する。

(医療証の有効期限等)

第7条 医療証の有効期限は、毎年10月31日又は条例第2条第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日までとする。

2 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新申請等)

第8条 受給者は、毎年市長が別に定める期日までに交付（更新）申請書に第5条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、更新申請をすることができる。

2 市長は、前項の更新申請があったときは、その内容を審査し、受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは却下通知書をそれぞれ受給者に交付する。

3 前項の規定は、第1項に規定する申請がない場合における受給に係る資格の有無の確認後の処理について準用する。この場合において、前項中「却下通知書」とあるのは、「ひとり親家庭医療費助成制度資格喪失通知書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

(医療証の再交付)

第9条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家

庭医療証再交付申請書（様式第6号）により速やかに市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の場合において、その申請が医療証を破り、又は汚損した場合における申請であるときは、同項に規定する申請書に、当該医療証を添えなければならない。
- 3 受給者は、第1項の規定により医療証の再交付を受けた後において当該紛失した医療証を発見したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

（届出事項）

第10条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 受給者の住所
 - (2) 受給者の氏名
 - (3) 受給者の死亡に関する事項
 - (4) 加入医療保険関係の変更
 - (5) 前各号以外の資格喪失に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項に変更がある場合には、ひとり親家庭医療費助成資格変更（喪失）届（様式第7号）に医療証等を添えて14日以内に市長に届出なければならない。

（助成の方法の特例）

第11条 条例第4条ただし書の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大阪府内の医療機関内において医療費に係る医療証を提示しなかったとき。
- (2) 受給者が、条例第7条に規定する医療機関（大阪府に住所を有するも

のに限る。) 以外で医療を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 前項による医療費の助成を受けようとする受給者は、医療費支給申請書(様式第8号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

3 前項の申請書には、条例第3条に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市が、国民健康保険法による保険者として受給者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第12条 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合は、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類等の省略等)

第13条 市長は、この規則の規定に基づく申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定に基づく申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。この場合において、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項中「毎年10月31日」とあるのは、有効期間が昭和55年10月1日から昭和55年10月31日までの医療証にあつては、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。
- 3 第5条第2項括弧書きの規定にかかわらず、収容が昭和55年11月1日以後になお継続する者に係る医療券の有効期限は、収容の終了する日とする。

(医療証交付の特例)

- 4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、15歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日が平成4年3月31日である児童及びその監護又は養育する者については、申請を待たずして医療証を交付することができる。

附 則 (昭和56年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年7月24日規則第35号)

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月27日規則第4号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年10月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年10月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月27日規則第29号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第18号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月1日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月1日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の池田市身体障害者及び精神薄弱者医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の池田市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年7月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年10月29日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月4日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年 3 月27日規則第 7 号）

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行し、第 1 条中第 1 条の 4 の次に次の 1 条を加える規定は平成13年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成16年10月29日規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の池田市身体障害児及び知的障害者医療費等の助成に関する条例施行規則の規定、第 2 条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定及び第 3 条の規定による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月29日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市老人医療費等の助成に関する条例施行規則、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、池田

市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月 29 日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 6 月 29 日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

附 則（平成24年 7 月 9 日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第 7 条の規定による改正前の池田市福祉条例施行規則、第 8 条の規定による改正前の池田市福祉貸付資金条例施行規則及び第 9 条の規定による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている書類は、第 7 条の規定による改正後の池田市福祉条例施行規則、第 8 条の規定による改

正後の池田市福祉貸付資金条例施行規則及び第9条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

附 則（平成27年12月21日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に、この規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

附 則（平成28年3月30日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第12号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の廃止）

- 2 池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年池田市規則第47号。以下「旧老人医療費助成規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に

関する条例等の一部を改正する条例（平成29年池田市条例第17号）附則第2項による廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号。以下「旧老人医療費助成条例」という。）の規定による医療証の交付を受けている者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定をそれぞれ第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「重度障がい者医療費助成規則」という。）の相当規定に読み替えて適用するものとする。

6 重度障がい者医療費助成規則、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新ひとり親医療費助成規則」という。）及び第3条の規定による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新児童医療費助成規則」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

7 第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、重度障がい者医療費助成規則、新ひとり親家庭医療費助成規則及び新児童医療費助成規則の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。

（準備行為）

10 重度障がい者医療費助成規則の規定、新ひとり親家庭医療費助成規則の規定及び新児童医療費助成規則の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条、第8条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条、第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）